

議案第 63 号

平成 30 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

令和元年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度決算における健全化判断比率を下記のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.09)	— (19.09)	0.8 (25.0)	— (350.0)

備考：1 括弧内は、瑞穂町における早期健全化基準 (%) です。

2 本表中、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、マイナスの数値のため、「—」表示となっています。

参考数値として上記3比率の数値は、以下のとおりです。

実質赤字比率：— 2.71%

連結実質赤字比率：— 4.11%

将来負担比率：— 41.1%

平成30年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算等審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成30年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算、基金運用状況を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1 審査対象

平成30年度瑞穂町一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況

2 審査期日

令和元年7月23日（火）・24日（水）・25日（木）

3 審査の手續

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算総括表、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手續きにより審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、基金の運用状況とも正確で、内容も適正であることを確認した。

5 決算の概要と総括意見

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額148億2,081万885円、歳出総額145億5,327万9,540円で、歳入歳出差引残額2億6,753万1,345円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

なお、平成30年度は継続費逓次繰越額が28万9,000円、繰越明許費繰越額が12,839,000円生じたため、実質繰り越す財源は2億5,440万3,345円となる。

歳入の状況は、収入済額が148億2,081万885円で、前年度と比較すると3.34%、金額にして4億7,910万8,919円の増であり、調定額149億8,222万3,793円に対する収入率は、98.92%である。

収入済額全体の45.75%を占める町税の収納率は97.72%で、前年度の97.32%より0.4ポイントの増である。

町税の不納欠損額は943万9,506円で、前年度と比較すると40.83%の減である。今後も、滞納者に対しては、税負担の公平性の確保から適正な滞納処分を行うとともに、滞納者の発生防止に努められたい。

また、収入未済額は1億5,352万8,228円で、前年度と比較すると8.40%の減である。町税は、町の大きな財源であるため、今後も積極的な納税指導や口座振替の推進、コンビニエンスストアでの納付等納税環境をさらに強化し、収入未済の解消に向け、なお一層の努力を望む。

歳出の状況は、支出済額が145億5,327万9,540円で、前年度と比較すると5.17%、金額にして7億1,595万4,433円の増である。本年度の予算現額に対する執行率は95.71%で、翌年度繰越額が4億1,440万2,000円生じたので、不用額は2億3,754万9,460円である。

決算額に占める主な科目の割合と事業内容は、民生費が全体の34.74%を占め、社会福祉費では心身障害者福祉手当、介護給付費・訓練等給付費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療特別会計繰出金、児童福祉費では保育園児童運営委託料、町立保育園2園の指定管理者委託料、児童手当等及び医療費給付費が主なものである。

次に総務費が19.27%を占め、総務管理費では、給料、職員手当等、共済費の人件費、各基金積立金及び新庁舎建設工事が主なものである。

次に土木費が14.66%を占め、道路橋りょう費では、道路維持補修等委託料、舗装工事及び交通安全施設設置工事、都市計画費では、都市計画道路3・5・24号線築造工事、殿ヶ谷土地区画整理組合助成金、駅西土地区画整理事業特別会計繰出金、下水道事業特別会計繰出金及び公園管理委託料が主なものである。

次に、教育費が12.15%を占め、教育総務費では、羽村・瑞穂地区学校給食組合負担金、臨時雇賃金及び小・中学校要保護及び準要保護就学援助費、小学校費では、屋内運動場等非構造部材耐震化工事、中学校費では、屋内運動場等非構造部材耐震化工事、社会教育費では、郷土資料館及び耕心館指定管理者委託料及び大小ホール調光盤更新工事が主なものである。

以下、衛生費10.51%、消防費4.10%、公債費2.42%の順である。

以上が決算の概要であるが、平成30年度の決算は、財源の確保が厳しい財政状況の中、健全財政を維持し、事業の推進にあたっては、合理的かつ効率的な行財政運営が行われたものと認められる。小・中学校では、災害時の吊天井等の落下事故から児童・生徒等の安全を確保するため、また、避難所として機能させる必要があるため、屋内運動場等非構造部材耐震化工事が行われた。工事着手後、アスベスト含有断熱材が見つかり、その除去工事が追加されたが、最低限の工期延長で施工するとともに、国及び都の補助金を最大限活用したことは評価できる。今後も、将来を担う子供たちのために、教育環境の整備とともに、各種学力向上策や教育相談の充実など、教育施策の充実に向け、引き続き取り組まれることを望む。

防災施設の整備充実として、6月から町内5か所に気象観測装置（POT EKA）が設置された。各所での雨量、気温など気象情報を随時入手することができるようになった。想定される災害等の対策に迅速な対応ができるよう最大限活用されたい。また、平成30年度から防災行政無線デジタル化整備工事が着手された。災害時等での情報伝達における、防災行政無線の音声等の向上、文字伝達などの機能向上が図れるとともに、町内全ての防災無線が速やかにデジタル化に移行できることを望む。

6月に、地域の実情にあった交通施策の今後のあり方を検討する際の基礎資料とするため、公共交通に関する意向調査が実施された。住民生活の基礎となる地域の公共交通を確保・維持・改善するため、現状の地域公共交通の利用実態や移動ニーズを把握することにより、今後の町における地域公共交通のあり方を検討する際の基礎資料として最大限活用されたい。

新庁舎建設については、平成29年9月に契約し工事が着手された。行政サービスを継続しながら施工していることから、利用者等の安全確保に努めるとともに、利用者等に不便が生じないよう十分な案内表示等を引き続き整備されたい。引き続き、適正な工事監理及び工程管理を行い、防災機能や利便性、環境への配慮等を踏まえた新庁舎の早期竣工を強く望む。

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率の報告を7月22日に受けたため、7月25日の決算審査終了後、健全化判断比率とその算定基礎事項について審査した結果、各指標の算出基礎資料は適正に作成され、算出過程にも誤りがなく、全ての指標を分析した結果、健全な財政運営が行われたものと認められる。

今後も、社会経済情勢や行政需要の変化へ対応することが望まれる。また、公共施設管理運営は、計画的な観点による管理運営を求める。

引き続き町民の期待と信頼に応えられる健全な行財政運営の推進を望む。

令和元年 8 月 2 日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之 様

瑞穂町監査委員 村 山 隆 敏

同 小 山 典 男